

終戦事務情報

第七號

目次

1100-2-2-1

一、終戦連絡事務局官制改正ニ關スル件 勅令第四百十三號 第四百四十號	1
二、終戦連絡中央事務局各部課呼稱改正ノ件 並ニ終戦連絡中央事務局分課規程 三、終戦連絡地方事務局設置並ニ廢止告示 外務省告示第一號	4 5
四、聯合國進駐軍ノ駐屯ニ伴フ經費ノ支出方ニ關スル件 五、金融緊急措置ニ伴フ聯合國駐屯經費 支拂事務取扱方ニ關スル件 六、教職員ノ除去就職禁止及復職等ノ件 勅令第二百六十三號 同施行ニ關スル件 文部省訓令第五號	7 9 9
七、掠奪品ノ沒收及報告ニ關スル件(内務省令第二十五號) 八、都會地轉入抑制緊急措置令(勅令第二百二十六號) 同施行規則(内務省令第十五號)	16 17

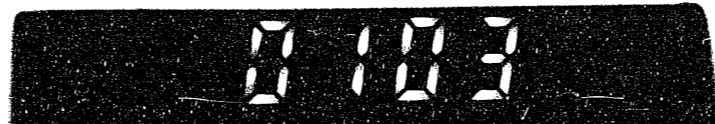
終戦連絡中央事務局總務部總務課

一、本情報ハ終戦連絡事務關係資料ヲ蒐録シ以テ關係各方面ノ執務
參考ニ供スルヲ以テ目的トス
二、右目的ニ添ハシムル爲、週報等定期刊行ノ形式ヲ採ラズ、必要
ニ應ジ隨時之ヲ刊行シ以テ中央事務局及地方事務局共ノ他關係
機關ニ配布スルモノトス

0094

第七号

RA'-0008



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一、終戦連絡事務局官制改正ニ關スル件

勅令第百十三號（昭和二十一年二月二十八日）

終戦連絡事務局官制中左ノ通改正ス

第三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

總裁ハ外務大臣ヲシテ之ヲ兼ネシム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第百四十號（昭和二十一年三月十四日）

終戦連絡事務局官制中左ノ通改正ス

第一條中「大東亞戦争」ヲ「今次ノ戦争」ニ改ム

第六條第一項中「第一部、第二部、第三部、第四部及第五部」ヲ「政治部、經濟部、交通部、設置部及管理部」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第九十九號（昭和二十一年四月一日）

第一條 外務省官制中左ノ通改正ス

第三條、第六條及第七條ヲ削ル

第四條、第三項ヲ削リ同條ヲ第三條トス

第五條ヲ第四條トシ第八條ヲ第五條トシ第九條ヲ第六條トシ第十條ヲ第七條トス

第十條ノ二中「勅任官」ヲ「一級官吏」ニ改メ同條ヲ第八條トス

第九條 外務省ニ左ノ職員ヲ置ク

外務事務官

專任七人

專任百十人

專任二百十三人

外務技官

專任五人

專任二十人

第十一條乃至第十八條ヲ削ル

第十九條第二項中「所員及書記」ヲ「及所員」ニ改メ同條第三項中「勅任官」ヲ「一級官吏」ニ改メ「及書記」ヲ削リ同條ヲ第十條トス

第二條 終戦連絡事務局官制中左ノ通改正ス

第三條 終戦連絡事務局ニ左ノ職員ヲ置ク

中央事務局

總裁

次長

二人

部長

秘書官

專任一人

連絡官

地方事務局

局長

連絡官

中央事務局總裁ハ外務大臣ヲシテ之ヲ兼ネシム

0095

RA'-0008

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0104

連絡官ノ中央事務局及地方事務局ニ於ケル配置ハ總裁ヲ行フ
 第四條 中央事務局ノ部長及連絡官並ニ地方事務局ノ局長及連絡官ニ充ツル爲中央事務局及地方事務局ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク
 外務事務官
 專任六人
 一級
 專任三百八十八人
 二級 (内五人ヲ一級ト爲スコトヲ得)
 三級
 專任百三十一人
 第五條 削除
 第七條第二項中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏」ニ改ム
 第八條中「地方事務局連絡官補」ヲ「地方事務局ノ三級官吏」ニ改ム
 第十條中「部長ハ」ノ下ニ「一級ノ外務事務官ヲ以テ之ニ充ツ」ヲ加フ
 第十二條中「局長ハ」ノ下ニ「一級又ハ二級ノ外務事務官ヲ以テ之ニ充ツ」ヲ加フ
 第十三條 連絡官ハ外務事務官ヲ以テ充ツルモノノ外必要ニ應ジテ外務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズルコトヲ得
 第十四條 連絡官ハ上官ノ命ヲ承ケ中央事務局又ハ地方事務局ノ局長ヲ掌ル
 第十三條 賠償協議會官制中左ノ通改正ス
 第五條並ニ第六條第三項及第四項中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏」ニ改ム
 第四條 昭和二十一年勅令第五十八號中左ノ通改正ス

第一條中「其ノ官等及俸給ハ」ヲ「外務省巡查ノ受クル待遇及俸給ニ付テハ」ニ改ム
 第五條第一項中「書記ヲ削リ同條第二項中「勅任、奏任又ハ判任」ヲ「一級二級又ハ三級」ニ改メ「ニ從ヒ」ノ下ニ「各」ヲ、「規定スル」ノ下ニ「勅任、奏任又ハ判任」ヲ加フ
 附 則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 終戦連絡事務局官制 (現行)
 (昭和二十年十月一日) (昭和二十一年四月一日)
 (勅令第五百五十號) (勅令第九十九號改正)
 第一條 終戦連絡事務局ハ外務大臣ノ管理ニ屬シ今次ノ戰爭終結ニ關シ聯合國官憲トノ連絡ニ關スル事務ヲ掌ル
 第二條 終戦連絡事務局ハ終戦連絡中央事務局及終戦連絡地方事務局トス
 地方事務局ノ名稱、位置及所管事項ハ外務大臣之ヲ定ム
 第三條 終戦連絡事務局ニ左ノ職員ヲ置ク
 中央事務局
 總裁 親任
 次長 二人
 部長 一人
 秘書官 一人
 連絡官 一人
 地方事務局

0096

局長
 連絡官
 中央事務局總裁ハ外務大臣ヲシテ之ヲ兼ネシム
 連絡官ノ中央事務局及地方事務局ニ於ケル配置ハ總裁ヲ行フ
 第四條 中央事務局ノ部長及連絡官並ニ地方事務局ノ局長及連絡官ニ充ツル爲中央事務局及地方事務局ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク
 外務事務官
 專任六人
 一級
 專任二百八十八人
 二級 (内五人ヲ一級ト爲スコトヲ得)
 三級
 專任百三十一人
 第五條 削除
 第六條 中央事務局ニ總裁官房並ニ總務部、政治部、經濟部、交通部、設
 管部及管理部ヲ置ク
 總裁官房及各部ノ事務ノ分掌ハ總裁之ヲ定ム
 第七條 中央事務局及地方事務局ニ參與若干人ヲ置キ局長ニ參與セシム
 參與ハ外務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏及學識經
 驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
 第八條 總裁ハ局長ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ中央事務局及地方事務局ノ三級官吏ヲ專任ス
 第九條 次長ハ總裁ヲ佐ケ局長ヲ掌理ス
 第十條 部長ハ一級ノ外務事務官ヲ以テ之ニ充ツ總裁ノ命ヲ承ケ各部ノ事務ヲ掌理ス
 第十一條 秘書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密ニ關スル事務ヲ掌ル
 第十二條 局長ハ一級又ハ二級ノ外務事務官ヲ以テ之ニ充ツ總裁ノ命ヲ承ケ局長ヲ掌理ス

第十三條 連絡官ハ外務事務官ヲ以テ充ツルモノノ外必要ニ應ジテ外務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズルコトヲ得
 第十四條 連絡官ハ上官ノ命ヲ承ケ中央事務局又ハ地方事務局ノ局長ヲ掌ル
 附 則 (昭和二十年勅令第五百五十號)
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 外務部内ノ高等官又ハ判任官ニシテ本令施行ノ際現ニ終戦連絡中央事務局ノ連絡官若ハ連絡官補又ハ終戦連絡地方事務局ノ連絡官若ハ連絡官補ノ職ニ在ルモノ別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ夫々其ノ職名ト同一名ノ官ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレザルモノトス

第六條 政治部ニ於テハ政治、軍事、治安及文教ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 政治部ニ政治課、軍事課、治安課及文教課ヲ置ク

政治課ニ於テハ政治ニ關スル事務及部内事務ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌ル

軍事課ニ於テハ軍事ニ關スル事務ヲ掌ル

治安課ニ於テハ治安ニ關スル事務ヲ掌ル

文教課ニ於テハ文教ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 經濟部ニ於テハ財政、金融、商工及農林畜水産ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 經濟部ニ財務課、貿易課、商工課及農林課ヲ置ク

財務課ニ於テハ財政及金融ニ關スル事務ヲ掌ル

貿易課ニ於テハ貿易ニ關スル事務ヲ掌ル

商工課ニ於テハ商工業ニ關スル事務ヲ掌ル

農林課ニ於テハ農林畜水産ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 交通部ニ於テハ陸運、海運及通信ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 交通部ニ陸運課、海運課及通信課ヲ置ク

陸運課ニ於テハ陸運ニ關スル事務ヲ掌ル

海運課ニ於テハ海運、港灣、航空及氣象ニ關スル事務ヲ掌ル

通信課ニ於テハ通信ニ關スル事務ヲ掌ル

第十二條 設營部ニ於テハ設營及經理ニ關スル事務ヲ掌ル

第十三條 設營部ニ庶務課、設營課及經理課ヲ置ク

庶務課ニ於テハ一般事務及部内事務ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌ル

設營課ニ於テハ設營ニ關スル事務ヲ掌ル

經理課ニ於テハ經理ニ關スル事務ヲ掌ル

第十四條 管理部ニ於テハ在外邦人及其ノ權益並ニ在本邦外國人及其ノ

○外務省告示第一號

終戰連絡事務局官制第二條ノ規定ニ基キ昭和二十一年十一月十九日和歌山市ニ終戰連絡地方事務局ヲ設置シ終戰連絡和歌山事務局ト呼稱ス

終戰連絡和歌山事務局ハ米國第六軍第一軍團第九八師團ノ管轄區域中和歌山縣區域ヲ管轄シ管内米國軍ニ對スル情報ヲ提供、設營、各種ノ便宜供與其ノ他ノ連絡事務ヲ掌ル但シ管下ノ他ノ終戰連絡事務局機關ノ所管ニ屬スルモノヲ除ク

昭和二十一年一月八日

外務大臣 吉田 茂

○外務省告示第二號

終戰連絡事務局官制第二條ノ規定ニ基キ昭和二十一年二月一日岡山市ニ終戰連絡地方事務局ヲ設置シ終戰連絡地方事務局ヲ設置シ終戰連絡岡山事務局ト呼稱ス

終戰連絡岡山事務局ハ米國第三十六軍政中隊ノ管轄區域トシキ區域ヲ管轄シ管内米國軍ニ對スル情報ヲ提供、設營、各種ノ便宜供與其ノ他ノ連絡事務ヲ掌ル但シ管下ノ他ノ終戰連絡事務局機關ノ所管ニ屬スルモノヲ

終戰連絡中央事務局分課表

並ニ終戰連絡中央事務局分課規程

今般當事務局各部課ノ呼稱ヲ左ノ通改正シ本局ヨリ實施セリ

昭和二十一年三月十五日

終戰連絡中央事務局各部課呼稱改正ノ件

並ニ終戰連絡中央事務局分課規程

今般當事務局各部課ノ呼稱ヲ左ノ通改正シ本局ヨリ實施セリ

昭和二十一年三月十五日

終戰連絡中央事務局分課規程

一、總裁官房秘書課及翻譯課ハ從來通りトス

二、總務部第一課及第二課ヲ夫々總務部總務課及連絡課ト改ム

三、第一部第一課、第二課、第三課及第四課ヲ夫々政治部政治課、軍事課、治安課及文教課ト改ム

四、第二部第一課、第二課、第三課及第四課ヲ夫々經濟部財務課、貿易課、商工課及農林課ト改ム

五、第三部第一課、第二課及第三課ヲ夫々交通部陸運課、海運課及通信課ト改ム

六、第四部第一課、第二課及第三課ヲ夫々設營部庶務課、設營課及經理課ト改ム

七、第五部第一課、第二課及第三課ヲ夫々管理部總務課、在外邦人課及國內課ト改ム

終戰連絡中央事務局分課規程

第一條 總裁官房ニ秘書課及翻譯課ヲ置ク

第二條 秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、人事、文書ノ取扱及會計ニ關スル事項

二、一般庶務ニ關スル事項

第三條 翻譯課ニ於テハ文書ノ翻譯ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 總務部ニ於テハ事務ノ總括及連絡ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 總務部ニ總務課及連絡課ヲ置ク

總務課ニ於テハ局内事務ノ綜合調整、地方事務局事務ノ監査、地方事務局トノ連絡及他局部課ニ屬セザル事項ニ關スル事務ヲ掌ル

連絡課ニ於テハ聯合軍ト終戰連絡中央事務局及其ノ他日本側終戰連絡機關トノ連絡及之ニ伴フ往復文書ニ關スル事務ヲ掌ル

0097

除ク

昭和二十一年二月二十五日

外務大臣 吉 田 茂

○外務省告示第三號

終戦連絡事務局官制第二條ノ規定ニ基キ昭和二十一年二月一日久留米市ニ終戦連絡地方事務局ヲ設置シ終戦連絡久留米事務局ト呼稱ス...

昭和二十一年二月二十五日

外務大臣 吉 田 茂

○外務省告示第七號

終戦連絡事務局官制第二條ノ規定ニ基キ昭和二十一年二月二十三日高松市ニ終戦連絡地方事務局ヲ設置シ終戦連絡高松事務局ト呼稱ス...

昭和二十一年三月二十日

外務大臣 吉 田 茂

○外務省告示第八號

終戦連絡事務局官制第二條ノ規定ニ基キ昭和二十一年二月二十三日千葉市ニ終戦連絡地方事務局ヲ設置シ終戦連絡千葉事務局ト呼稱ス...

昭和二十一年三月二十日

外務大臣 吉 田 茂

○外務省告示第九號

左ニ掲グル外務省告示ハ之ヲ廢止ス

昭和二十年外務省告示第十四號(終戦連絡山形事務局設置ニ關スル件)...

○外務省告示第十二號

終戦連絡事務局官制第二條ノ規定ニ基キ昭和二十一年三月三十日熊本市ニ終戦連絡地方事務局ヲ設置シ終戦連絡熊本事務局ト呼稱ス...

昭和二十一年四月二十三日

外務大臣 吉 田 茂

○外務省告示第十三號

終戦連絡事務局官制第二條ニ基キ昭和二十一年四月一日神戸市ニ終戦連絡

絡地方事務局ヲ設置シ終戦連絡神戸事務局ト呼稱ス...

昭和二十一年四月二十三日

外務大臣 吉 田 茂

四、聯合國進駐軍ノ駐屯ニ伴フ

經費ノ支出方ニ關スル件

藏理第三八號

昭和二十一年四月十七日

大藏省 理財局長

終戦連絡中央事務局設置部長殿 聯合國進駐軍ノ駐屯ニ伴フ經費ノ支出方ニ關スル件...

第一、支出方法

一、所要經費ハ政府ノ歳出トシテ支出スルモノトシ其ノ經費ノ所管ハ大藏省トス...

日本銀行假勘定ニ依リ支拂スルコト...

二、經費支出ニ付テハ大藏省理財局長ニ於テ支拂算ヲ調製シテ上原則トシテ各地方長官ヲ委任支出官トス...

三、委任支出官ハ毎四半期ノ所要經費ニ付別表一ノ様式ニ據リ終戦連絡中央事務局ヲ通ジ大藏省ニ豫算ノ配賦ヲ要求ス...

四、本件經費ハ運賃及勞務供給請負業者ニ支拂フ經費ノ支拂ヲ除クノ外前金拂又ハ概算拂ヲ爲シ得ザルヲ以テ工事請負代金ニシテ前金拂...

0098

0098

命令ニ關スル件ニ基テ教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件

第一條 本令施行ノ際現ニ在ル者ニシテ昭和二十年十月二十二日附聯合國最高司令官覺書日本教育制度ニ關スル管理政策ニ關スル件及同月三十日附同教員及教育關係官ノ調査、除外及認可ニ關スル件ニ掲グル職業軍人、著名ナル軍國主義者若ハ極端ナル國家主義者又ハ聯合國軍ノ日本占領ノ目的及政策ニ對スル著名ナル反對者(以下教職不適格者ト稱ス)ニ該當スル者トシテ主務大臣ノ指定スルモノハ教職ヨリ去ラシメラレ爾後教職ニ就クコトヲ得ズ

臣ノ指定スルモノヲ謂フ

第五條 各廳ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ第一條乃至第三條ノ規定ノ適用ニ關シ必要ナル調査ヲ徹スベシ
第六條 前條ノ調査表ニ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタル記載ヲ爲シタル者及同條ノ調査表ヲ微シラレ之ヲ提出セザル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
關 文部省令
農林省令
第一號 (昭和二十一年五月七日)

官が行ふ。

令第一條第二項の規定により教職に留らせることができるとは、別表第二に掲げる者であつて、文部大臣が他に適任者を見出すことが非常に困難であると認められた場合に限り、但しその期間は、本令公布の日より六箇月以内とする。
第二條 令第三條の規定に基づいて、教職に復することができるとして指定を受けるべきものは、自由主義、反軍國主義等思想上又は宗教上の理由によつて、昭和十二年七月七日以降退官又は退職を命ぜられ(依願退官又は依願退職者を含める)或は休職を命ぜられた者であつて現に教職に就くに適した者とする。
前條の第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。
第三條 令第四條の、私立の學校の教員その他の職員又は教育に關する法人の役員に在る者が、教職不適格者として指定を受けたときは、文部大臣がこれを解職又は解任する。
第四條 令第四條の、學校の教員その他の職員、教育關係の官公吏及び教育に關する法人の役員は、別表第三による。
第五條 令第五條の規定による調査表は、昭和二十一年 閣 令第一號別記様式(三)(但し英文の記載はいふない)により、大學、高等專門學校の教員その他の職員、教育關係の官公吏及び教育に關する法人の役員については文部大臣が、國民學校、青年學校及中等學校等の教員と、視學官の職にある三級の地方事務官と視學の職にある市吏員については、地方長官が、これを三通徴しその内の一通は、別に定めるところの審査委員會に送付し、地方長官が徴したもの内、通は、文部大臣に、送付しなければならない。

この省令は、公布の日から、これを施行する。

別表第一
教職不適格者として、審査委員會の審査判定に従つて、指定を受けるべきものの範圍は次のやうである
一、講義、講演、著述、論文等言論その他の行動によつて、左の各號の一に當る者
1 侵略主義あるひは好戰的國家主義を鼓吹し、又はその宣傳に積極的に協力した者及び學說を以て大亞細亞政策、東亞新秩序その他これに類似した政策や、滿洲事變、支那事變又は今次の戰爭に理念的基礎を與へたる者
2 獨裁主義又はナチ的あるひはファシスト的全體主義を鼓吹した者
3 人種的理由によつて、他人を迫害し、又は排斥した者
4 民族的優越感を鼓吹する目的で、神道思想を宣傳した者
5 自由主義、反軍國主義等の思想を持つ者、又は何れかの宗教を信する者を、その思想又は宗教を理由として迫害し又は排斥した者
6 右の何れにも當らないが、軍國主義あるひは極端な國家主義を

鼓吹した者、又はその様な傾向に迎合して、教育者としての思想的節操を缺くに至つた者

- 一、ナチ政権あるはフランスと政権又はその機關の顧問、囑託その他これと特別の關係を持ちその政策を行ふことに協力した者
- 二、聯合國軍の日本占領の目的と政策に反對の意見を公表し、又は右の目的と政策に反對させるために他人を指導した者
- 三、官吏であつて、その職務を行ふにあたり宗教を迫害し、又は弾壓した者
- 四、軍國主義的又は極端な國家主義的意圖をもつて、教科用圖書又は教育に關する刊行物の編纂に當つた者
- 五、昭和三年一月一日以降において、日本軍によつて占領された聯合國の領土内で日本軍の庇護の下に、學術上の探檢あるは發掘事業を指揮し又はこれに参加した者

別表第二

教職員不適格者として、審査委員會にかけないで、指定を受けるべきものの範圍は次のやうである

- 一、昭和二十一年一月四日附聯合國最高司令官覺書「公務従事ニ適セザル者ノ公職ヨリノ除去ニ關スル件附屬書A號」に該當する者その他すべての職業軍人
- 二、職業軍人ではないが、十年以上本業として陸軍又は海軍に勤務した者、但し陸軍又は海軍の諸學校に勤務した文官である教育者は、この限りではない
- 三、昭和十二年七月七日以降次に掲げる學校を卒業した者、但しその後次に掲げる學校以外の大學、高等專門學校又はこれと同等以上の學校を卒業した者はこの限りではない

- 1 東京農林專門學校拓殖科
 - 2 盛岡農林專門學校附設第一拓殖訓練所
 - 3 三重農林專門學校附設第二拓殖訓練所
 - 4 宮崎農林專門學校附設第三拓殖訓練所
 - 5 拓殖大學商學部拓殖學科
 - 6 拓殖專門學校開拓科及び司政科
 - 7 福岡市立拓殖專門學校拓殖科及び拓殖土木科
 - 8 興亞專門學校本科及び專修科
 - 9 明治大學專門部興亞科
 - 10 日本大學專門部拓殖科
 - 11 東京農業大學專門部拓殖科
 - 12 前十一號以外の拓殖關係の學校
 - 13 東亞同文書院(學部及附屬專門部を含む)
 - 14 滿洲の建國大學
 - 15 神宮學館大學祭祀專攻科
 - 16 神宮學館大學附屬專門部
 - 17 國學院大學專門部附屬神道部
 - 18 前三號以外の神職養成を目的とする學校
- 四、昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日迄の間、次に掲げる官職に通じて二年以上居た者、
- 1 内務省警保局の助任官及び委任官
 - 2 文部省思想局又は教學局關係の事務に従事した助任官及び委任官
 - 3 國民精神文化研究所、國民鍊成所、教學鍊成所、興亞鍊成所、興南鍊成院及び大東亞鍊成院の助任官及び委任官

- 4 情報局の總裁、助任官及び委任官
- 5 特別高等警察の總監を持つ官吏
- 6 思想檢察又は保護觀察、豫防拘禁に關係のあつた官吏

五、次の團體の何れかに對し、時期を問はず次のやうな關係のあつた者

- 1 創立者、役員又は理事であつた者
- 2 要職を占めた者
- 3 すべての刊行物又は機關誌紙の編輯者
- 4 自發的に多くの寄附(寄附した金額又は財産の價格が絶對的に多いか又は本人の財産に比べて多いもの)をした者

昭和二十一年勅令第一號第二條及び第四條の規定による團體

原理日本社
日本學生協會
朱光會
全國大學教授聯盟
日本法理研究會
七生社

別表第三

學校の教員その他の職員、教育關係官吏及び教育に關する法人の役員の職は次のやうである

- 一、官立、公立及び私立の學校(無線電信講習所、水産講習所、海務學院、海技專門學院、航海訓練所及び海員養成所を含める)以下同様とする)の校長及び教員の職
- 二、大學、高等專門學校又はこれと同等以上の學校で普通三級官待遇以上の職員を占める職及び私立の大學、高等專門學校の職員であつ

て二級官以上に相當するもの占める職(事務長等を含む)

- 三、文部省及び教育研修所の官吏、並びに運輸省海運總局における教育主管課長、教育主管課關係官であつて普通二級官待遇以上の者の占める職
- 四、東京都教育局の局長と各課長及び道府縣内務部長(教育民生部が設けられて居る府縣では教育民生部長)、道府縣の教育主管課の課長(社會教育を含める)及びその課で普通二級官待遇以上の者の占める職並びにその課と東京都の區、地方事務所に勤務する視學官である三級の地方事務官の職
- 五、市の教育主管部局長と視學官である市吏員の職
- 六、學校の設立者又は學校を經營する法人、大日本教育會及び大日本育英會の役員職

文部省訓令第五號(昭和二十一年五月七日)

教職員の適格審査をする委員會に關する規程

第一條 教職員の適格審査をする委員會(以下教職員適格審査委員會と言ふ)はこれを分け、都道府縣教職員適格審査委員會、學校集團教職員適格審査委員會、大學教職員適格審査委員會、教育職員適格審査委員會及び中央教職員適格審査委員會とする

都道府縣教職員適格審査委員會は地方長官が設け、都道府縣内の國民學校、青年學校及び中等學校等の教員と視學官の職にある三級の地方事務官及び視學の職にある市吏員を、學校集團教職員適格審査委員會は學校集團長が設け、北海道と各地方行政事務局所管區域内の高等專門學校の教員を、大學教職員適格審査委員會は大學總長又は大學長が、大學別(數個の學部を置く大學では各學部別)に設け、その大學の教員を、

教育職員適格審査委員会は文部次官が設け、大學及び高等専門学校の校長と「教職員の除去、就職禁止及び復職等の件施行に関する件」以下施行規則と言ふ別表第三の二乃至六の各號の一（視學官の職にある三級の地方事務官及び視學の職にある市吏員を除く）に當る者を、中央教職員適格審査委員会は、施行規則別表第三の各號の一に當る者をそれぞれ審査する。

第二條 都道府縣教職員適格審査委員会は、次の審査委員で組織する。
一、教員代表 都道府縣内の國民學校、青年學校及び中等學校の教員の中から大日本教育會が推薦した者七人
二、各界代表 教育團體、産業團體及び宗教團體等であつて、地方長官が適當と認めた團體の役員の中から選ばれた者六人
三、教育職員代表 學校集團教職員適格審査委員会は次の審査委員で組織する
一、教員代表 北海道と各地方行政事務局所管區域内の高等専門學校で、學校種別毎に教員が互選した者六人
二、各界代表 教育團體、産業團體及宗教團體等、學校集團長が適當と認めた團體の役員の中から選ばれた者六人
三、教育職員代表 校長、學校管理者又は學校設立者等の中から學校集團長が委嘱した者三人

第四條 大學教職員適格審査委員会は、教授及び助教授の實人員の三分の一に相當する員數で、教授、助教授の二の比率を以て互選した審査委員で組織する。

第五條 教育職員適格審査委員会は次の審査委員で組織する。
一、教員代表 教員の中から大日本教育會の推薦した者六人
二、各界代表 内務省の官吏の中から、文部次官が委嘱した者一人、及び教育團體、産業團體、宗教團體等で文部次官が適當と認めた團體の役員の中から選ばれた者六人
三、教育職員代表 校長、學校管理者又は學校設立者等の中から學校集團長が委嘱した者三人

體の役員の中から選ばれた者六人
三、教育職員代表 文部省の官吏、校長、學校管理者または學校設立者の中から、文部次官が命じ又は委嘱した者四人
第六條 中央教職員適格審査委員会は、次の審査委員で組織する。
一、教員代表 教員の中から大日本教育會が推薦した者六人
二、各界代表 内務省の官吏の中から、文部大臣が委嘱した者一人、及び教育團體、産業團體、宗教團體等で文部大臣が適當と認めた團體の役員の中から選ばれた者五人
三、教育職員代表 文部省の官吏、校長、學校管理者又は學校設立者の中から文部大臣が命じ又は委嘱した者四人
四、學識経験ある者 帝國學士院長が推薦した者五人
第七條 各審査委員會に幹事、書記各若干名を置くことができる。
第八條 審査委員會を設置したときは、設置者は審査委員の名簿を添へ直ちに文部大臣にその旨を報告しなければならない。委員を補充したときも同様である。

第九條 文部大臣が審査委員の組織を不適當であると認めたときは、審査委員の全部又は一部の變更を命ずることができる。
第十條 各審査委員會は設置者が招集する。
第十一條 各審査委員會の委員長は、審査委員の互選によつて定める。
第十二條 各審査委員會の審査委員が審査に付せられたときはその審査委員は職務の執行から除かれる。
第十三條 審査委員の審査は、原則として書面とする。但し審査に付せられた者、又は再審査を請求した者を審査委員に出頭させ、事實の陳述をさせても差支へない。

第十四條 中央教職員適格審査委員會において不適格の判定を受け、その判定に不服ある者は、文部大臣に特別の審査を請求することができる。
第十五條 再審査を請求することができる。
第十六條 都道府縣教職員適格審査委員會、學校集團教職員適格審査委員會、大學教職員適格審査委員會、又は教育職員適格審査委員會の判定について、文部次官又は地方長官が不當と認めたときは、中央教職員適格審査委員會に再審査を請求することができる。
第十七條 中央教職員適格審査委員會の判定について、文部次官又は地方長官が不當と認めたときは、文部大臣に特別の審査を請求することができる。
第十八條 前項の場合、文部大臣がその判定を不當と認めたときは、適格又は不適格と判定することができる。
第十九條 前二條の再審査又は特別の審査の請求は、判定を受けた日から三週間以内しなければならない。
第二十條 都道府縣教職員適格審査委員會、學校集團教職員適格審査委員會、大學教職員適格審査委員會又は教育職員適格審査委員會において、不適格の判定を受けたものが、中央教職員適格審査委員會に再審査又は文部大臣に特別の審査を請求したときは、その審査判定が確定する迄、職務の執行を停止される。
第二十一條 各審査委員會の審査委員その他の關係者は昭和二十一年勅令第二百六十三號の施行について、その精神並びに條文を良心に従ひ公正に行ふ個人的責任を負ふ。

料を集めることができる。
第十四條 審査委員會が必要と認めるとき又は審査に付せられた者の請求があつた場合、關係人を審査委員會に招いて事實の陳述をさせることができる。
第十五條 審査委員會の審査判定は審査委員の過半數でこれを決する。但し可否が同數のときは審査委員長がまゝるところによる。
第十六條 審査委員會は、次に掲げる書類を整備し保管しなければならない。
一、調査表
二、審査記録
三、適格者名簿
四、不適格者名簿
五、解職者及び復職者名簿
六、その他審査に関する一件書類

第十七條 都道府縣教職員適格審査委員會、學校集團教職員適格審査委員會、大學教職員適格審査委員會、又は教育職員適格審査委員會に於て不適格の判定を受け、その判定に不服ある者は中央教職員適格審査委員會に

再審査を請求することができる。
第十八條 中央教職員適格審査委員會において不適格の判定を受け、その判定に不服ある者は、文部大臣に特別の審査を請求することができる。
第十九條 再審査を請求することができる。
第二十條 都道府縣教職員適格審査委員會、學校集團教職員適格審査委員會、大學教職員適格審査委員會、又は教育職員適格審査委員會の判定について、文部次官又は地方長官が不當と認めたときは、中央教職員適格審査委員會に再審査を請求することができる。
第二十一條 中央教職員適格審査委員會の判定について、文部次官又は地方長官が不當と認めたときは、文部大臣に特別の審査を請求することができる。
第二十二條 前項の場合、文部大臣がその判定を不當と認めたときは、適格又は不適格と判定することができる。
第二十三條 前二條の再審査又は特別の審査の請求は、判定を受けた日から三週間以内しなければならない。
第二十四條 都道府縣教職員適格審査委員會、學校集團教職員適格審査委員會、大學教職員適格審査委員會又は教育職員適格審査委員會において、不適格の判定を受けたものが、中央教職員適格審査委員會に再審査又は文部大臣に特別の審査を請求したときは、その審査判定が確定する迄、職務の執行を停止される。
第二十五條 各審査委員會の審査委員その他の關係者は昭和二十一年勅令第二百六十三號の施行について、その精神並びに條文を良心に従ひ公正に行ふ個人的責任を負ふ。

再審査を請求することができる。
第二十條 中央教職員適格審査委員會において不適格の判定を受け、その判定に不服ある者は、文部大臣に特別の審査を請求することができる。
第二十一條 再審査を請求することができる。
第二十二條 都道府縣教職員適格審査委員會、學校集團教職員適格審査委員會、大學教職員適格審査委員會、又は教育職員適格審査委員會の判定について、文部次官又は地方長官が不當と認めたときは、中央教職員適格審査委員會に再審査を請求することができる。
第二十三條 中央教職員適格審査委員會の判定について、文部次官又は地方長官が不當と認めたときは、文部大臣に特別の審査を請求することができる。
第二十四條 前項の場合、文部大臣がその判定を不當と認めたときは、適格又は不適格と判定することができる。
第二十五條 前二條の再審査又は特別の審査の請求は、判定を受けた日から三週間以内しなければならない。
第二十六條 都道府縣教職員適格審査委員會、學校集團教職員適格審査委員會、大學教職員適格審査委員會又は教育職員適格審査委員會において、不適格の判定を受けたものが、中央教職員適格審査委員會に再審査又は文部大臣に特別の審査を請求したときは、その審査判定が確定する迄、職務の執行を停止される。
第二十七條 各審査委員會の審査委員その他の關係者は昭和二十一年勅令第二百六十三號の施行について、その精神並びに條文を良心に従ひ公正に行ふ個人的責任を負ふ。

再審査を請求することができる。
第二十條 中央教職員適格審査委員會において不適格の判定を受け、その判定に不服ある者は、文部大臣に特別の審査を請求することができる。
第二十一條 再審査を請求することができる。
第二十二條 都道府縣教職員適格審査委員會、學校集團教職員適格審査委員會、大學教職員適格審査委員會、又は教育職員適格審査委員會の判定について、文部次官又は地方長官が不當と認めたときは、中央教職員適格審査委員會に再審査を請求することができる。
第二十三條 中央教職員適格審査委員會の判定について、文部次官又は地方長官が不當と認めたときは、文部大臣に特別の審査を請求することができる。
第二十四條 前項の場合、文部大臣がその判定を不當と認めたときは、適格又は不適格と判定することができる。
第二十五條 前二條の再審査又は特別の審査の請求は、判定を受けた日から三週間以内しなければならない。
第二十六條 都道府縣教職員適格審査委員會、學校集團教職員適格審査委員會、大學教職員適格審査委員會又は教育職員適格審査委員會において、不適格の判定を受けたものが、中央教職員適格審査委員會に再審査又は文部大臣に特別の審査を請求したときは、その審査判定が確定する迄、職務の執行を停止される。
第二十七條 各審査委員會の審査委員その他の關係者は昭和二十一年勅令第二百六十三號の施行について、その精神並びに條文を良心に従ひ公正に行ふ個人的責任を負ふ。

別記様式

第一號

判定書

住所

職名

氏名

生年月日

右の者は昭和二十一年勅令第二百六十三號の規定によつて提出した書面を審査したところ昭和二十年十月二十二日附聯合國最高司令官覺書日本教育制度ニ關スル管理政策、同月三十日附同教員及教育關係官ノ調査、除外、認可ニ關スル件及昭和二十一年一月四日附同公務從事ニ適セザル者ノ公職ヨリノ除去ニ關スル件に掲げてある條項に當らない者であると判定する

年 月 日

〇〇〇通格審査委員長 印

備考 この判定書は本人の提出したところの昭和二十一年勅令第二百六十三號の規定による書面にいつわりのことを書いてあつたり又書かねばならないことを書いてなかつたときは其の効力はない

七、掠奪品ノ没収及報告ニ關スル件

内務省令第二十五號(昭和二十一年五月九日)

『昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件」ニ基テ掠奪品ノ没収及報告ニ關スル件』

第一條 本令ハ日本軍隊ノ占領セル地域ニ於テ法令ノ規定ニ依リタルト否トニ拘ラズ昭和二十二年七月七日以降強制、沒收、剝奪又ハ掠奪ニ依

取得セラレタル物ニシテ現ニ内地ニ存在スル一切ノモノヲ調査シ且之ヲ没収スルヲ以テ其ノ目的トス

第二條 前條ニ規定スル物ヲ所有者ハ所持スルモノ又ハ管テ之ヲ所有者ハ所持シタルモノハ昭和二十一年五月二十日迄ニ其ノ住所(公共團體、會社其ノ他ノ團體ニ在リテハ其ノ主タル事務所ノ所在地)ヲ管轄スル地方長官ニ其ノ物ニ付左ノ事項ヲ記載シタル申告書ニ通テ提出スベシ

一、申告者ノ住所及氏名(公共團體、會社其ノ他ノ團體ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名並ニ主タル事務所ノ所在地以下同ジ)

二、名稱、種別、品質、形狀其ノ他其ノ物ニ關スル完全ナル表示ニ必要ナル事項

三、量

四、現ニ物ヲ所有スルモノノ住所及氏名

五、物ノ現在ノ所在地

六、物ヲ所有者ハ所持シ又ハ管テ之ヲ所有者ハ所持シタル期間及之ヲ取得又ハ引渡シタル事由及相手方ノ住所及氏名

七、強制、沒收、剝奪又ハ掠奪當時其ノ物ノ所在地

八、強制、沒收、剝奪又ハ掠奪當時其ノ物ヲ所有者又ハ所持シタルモノノ氏名又ハ名稱

九、内地ニ到着シタル際ニ行ヒタル物ノ處分狀況

前項ノ規定ニ依リ申告スベキモノ以外ノ者ト雖モ前條ニ規定スル物ニ付知悉セル事項アルトキハ其ノ事實ヲ住所地方管轄スル地方長官ニ届出ツベシ

第三條 第一條ニ規定スル物ヲ所有者又ハ所持スルモノハ之ヲ安全ニ保全スルコトヲ要シ且之ヲ處分又ハ移轉スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ指

示ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第四條 第一條ニ規定スル物ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ハ其ノ物ノ提出ヲ命ジ之ヲ沒收ス
前項ノ規定ニ依リ沒收シタル物ヲ保管スル者ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ處分又ハ移轉スルコトヲ得ズ
第五條 第二條、第三條若ハ前條第二項ノ規定ニ違反シタル者又ハ前條第一項ノ命令ニ違反シ其ノ物ヲ提出セザル者ハ二年以上三年以下ノ懲役又ハ五千圓ノ罰金ニ處ス但シ情狀ニ依リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得
第六條 公共團體、會社其ノ他ノ團體ノ代表者又ハ團體若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ團體又ハ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ同條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

八、都會地轉入抑制緊急措置令

勅令第二百二十六號(昭和二十一年三月八日)

第一條 都會地ニ於ケル人口ノ過度ノ集中ニ因ル弊害ヲ防止スル爲ニ必要ナル轉居ノ制限ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 昭和二十一年五月三十一日迄ハ内務大臣ノ指定スル地域内ニハ住居ヲ轉スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノニ該當スル者ニシテ當該地域ニ住居ヲ轉スルノ日ムヲ得ザル事由アルモ轉居先ノ市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ヲ含ム)ノ市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域ニ

在リテハ區長)ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一、國民生活ノ復興ノ爲當該地域内ニ於テ必須ノ業務ニ従事スル者及其扶養スル家族
二、當該地域内ニ在ル官公署ニ勤務スル官公吏及其ノ扶養スル家族
三、當該地域内ニ在ル學校ニシテ地方長官ノ指定スルモノノ學生生徒及児童並ニ教職員及其ノ扶養スル家族
四、外國又ハ外地ヨリ歸還スル者
五、其ノ他内務大臣ノ定ムル者
第三條 前項ニ規定スル事務ノ一部ヲ區長ニ委任スルコトヲ得
第四條 第二條ノ規定ニ違反シ又ハ詐欺其ノ他不正ノ手段ニ依リ同條ノ承認ヲ受ケタル者ハ三千圓以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内務省令第十五號(昭和二十一年三月九日)

第一條 都會地轉入抑制緊急措置令(以下措置令ト稱ス)第二條ノ規定ニ依リ轉居ヲ爲サントスル者ハ轉居ニ必要ナル條件ヲ具備スルコトヲ證スベキ書類ヲ添ヘ轉居先ノ市町村(東京都ノ區又存スル區域ヲ含ム)ノ市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域及市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ區長以下ニ同ジ)ニ其ノ承認ヲ申請スルコトヲ得

第二條 措置令第二條ノ規定ニ依リ轉居ヲ爲サントスル者前條ニ規定スル申請ヲ爲サントスルトキハ其ノ申請書ニ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一、申請者ノ氏名、年齢、住居、及職業(共ニ轉入スル扶養家族アル

0103

トキハ其ノ氏名、年齢、住居及續柄)

- 一、轉居先
- 二、轉居後ノ勤務場所、營業所又ハ學校名
- 三、轉居ノ事由
- 四、轉居先ノ市町村長ハ前項各號ニ掲グル事項ノ外必要ト認ムル事項ヲ記載セシムルコトヲ得
- 五、轉居先ノ市町村長轉居ノ承認ヲ爲シタルトキハ別記様式ノ承認書ヲ交附スベシ
- 六、轉居先ノ市町村長ハ前項ノ承認書ヲ受ケタルトキハ現住地ノ市町村長又ハ町内會若ハ部落會ノ長ニ之ヲ提示シテ轉出ノ手續ヲ爲スベシ
- 七、轉居先ノ市町村長又ハ町内會若ハ部落會ノ長ハ前項ノ轉居者ガ現住地ニ於テ轉出ノ手續ヲ了シ且第一項ニ規定スル承認書ヲ有スルコトヲ確認シタル後ニ非ザレバ轉入ノ手續ヲ爲スコトヲ得ズ
- 八、轉居ニ付緊急ノ事由アリト認ムルモノニ付テハ轉居先ノ市町村長ハ前項ノ規定ニ拘ラス轉居ノ承認ト同時ニ轉入ノ手續ヲ爲スコトヲ得

第四條 措置令第二條第一項第五號ノ者ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

- 一、聯合軍ノ用務ニ従事スル者
- 二、當該地域内ニ在ル團又ハ公共團體等ニ於テ經營スル職業補導所養育所又ハ之ニ準ズルモノハ入所ヲ許可セラレタル者
- 三、當該地域内ノ病院ニ入院ノ手續ヲ了シタル者
- 四、當該地域内ノ養老院、救護所等ノ公共施設ニ收容セララルル者
- 五、轉居先ノ市町村長ニ於テ轉居ニ付已ムヲ得ザル事由アリト認メタル者

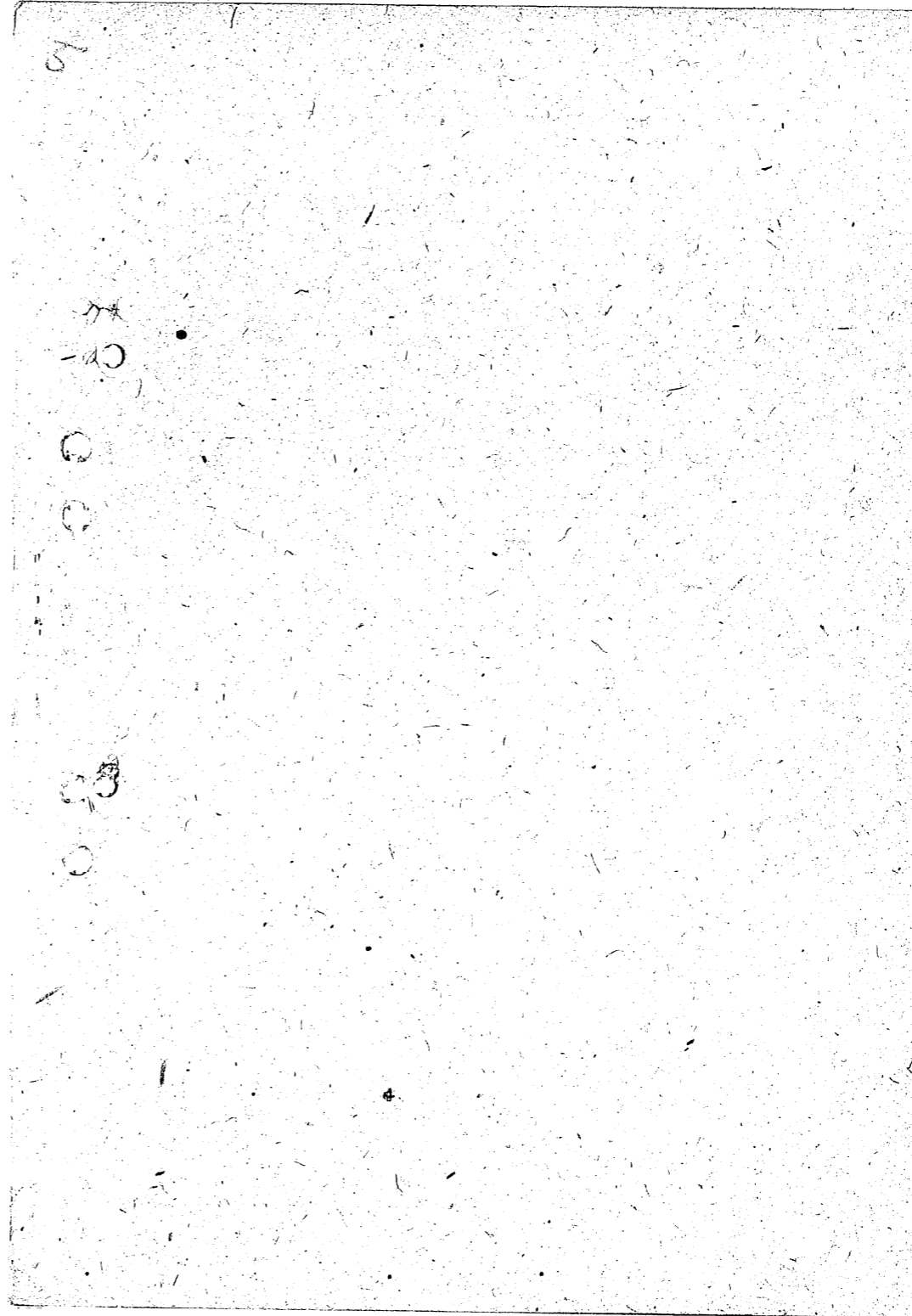
附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(別記様式略)

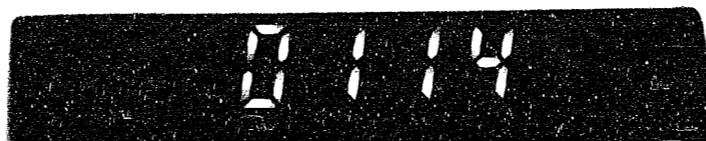
0104

RA'-0008





RA'-0008



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan